

宍粟市男女共同参画推進条例検討委員会要綱

(設置)

第1条 宍粟市における男女共同参画社会の実現を図るための男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）の制定に当たり、必要な調査及び検討を行い、並びに条例の素案を作成するため、宍粟市男女共同参画推進条例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例の制定の意義、基本理念、規定すべき内容等について検討を行うこと。
- (2) 条例の素案の作成に関し、意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例の素案を作成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に優れた見識を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から条例の施行の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、男女共同参画推進担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、条例の施行の日をもって失効する。